

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年八月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
大里郡寄居町大字富田字上三五九六番二地先から 同郡同町大字露梨子字原四三〇番六地先まで		区 間
一〇・六八〇・二四	一二・二五〇・二四	敷地の幅員 (メートル)
四四〇・〇〇		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備 工事のため		備 考